

第三セクター等のあり方に関する研究会報告書

～健全化と活用の両立を目指して～

総務省HP

平成 26 年 3 月

第三セクター等のあり方に関する研究会

- (4) 地方公共団体は、第三セクター等の経営への関与に当たっては、公共部門においても民間の資金とノウハウを活用することが重要であることに十分に留意することが望まれる。

この観点からは、当該第三セクター等の経営が設立当初から良好である場合はもとより、設立当初には収益が上がらなくとも、将来的には収支が均衡し、継続的に自立した経営を行う見込がある場合には、経営状況に応じて完全な民営化（地方公共団体が出資・出えんを解消すること）を視野に入れた検討に着手することが望まれる。

- (5) 地方公共団体は、第三セクター等の資金調達については、後述する公的支援（財政支援）の考え方も十分に踏まえ、地方公共団体の信用力に依存するのではなく、特に自らの経営に伴う収入をもって賄うべき経費について、自立的に行われるよう留意するべきである。
- (6) 第三セクター等が関係者との間で適切なリスク分担を行い、また、自立的な資金調達を行うためには、経営状況、事業計画、将来の見通し、地方公共団体の支援等について、利害関係者に対して詳細に説明し、理解を得ることが前提となることに留意することが必要である。

4 公的支援（財政支援）の考え方

(1) 基本的な考え方

第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体であり、その経営は当該法人の自助努力によって行われるべきである。

一方で、第三セクター等は公共性、公益性を有する事業を民間企業と同様の手法で行う法人である。そのため、必ずしも採算性を有する事業のみを行うものではない。

このことを踏まえれば、公共性、公益性が高いために採算が合わない事業により生じた損失（赤字）については、その性質上当該法人の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び事業の性質上当該第三セクター等が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に限り、地方公共団体が公的支援を行うこともやむを得ないものと考えられる。

他方、公共性、公益性が乏しい事業により生じた損失（赤字）に対して、或いは当該第三セクター等が必ずしも能率的な経営を行っているとは認められない場合等においては、地方公共団体が公的支援を行うことは適当ではない。あくまでも、第三セクター等は、自らの経営に伴う収入をもって経営に必要な経費を賄うことが原則である。

また、公的支援を行う場合は、地方公共団体は自らの財政状況、第三セクター等の経営状況及び今後の経営見通し、当該支援の手法、規模及び条件、今後の公的支援の必要性等について十分に検討を行うことが必要である。

更に、あらかじめ地方公共団体と第三セクター等の間で、公的支援を行う考え方、公的支援を行う範囲及び上限、公的支援を打ち切る要件等について取り決めておくことが望まれる。その際には、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、第三セクター等の存続の前提となる条件（ゴーイング・コンサーン）、事業主体として適切な手法の法人形態の選択等も踏まえた検討を行うことが必要であると考えられる。

(2) 損失補償（債務保証を含む。）

公的支援の中でも、地方公共団体が第三セクター等の債務について行う損失補償（地方道路公社及び土地開発公社に対する債務保証を含む。以下同じ。）は、地方公共団体を含む関係者にとって、大きな利点が存在する。地方公共団体にとっては当面の支出を伴わずに第三セクター等の資金調達が可能となるものであり、金融機関にとっては債務の最終的な償還が確実となるものであり、第三セクター等にとっては良い条件での資金調達が可能となるものである。そのため、第三セクター等の抜本的改革をはじめとする累次の取組の効果により、一時と比べれば半減してはいるが、現在においても相当の額の損失補償が行われているものである。

一方で、第三セクター等の債務に係る地方公共団体の損失補償は、将来的にはその一部又は全部を地方公共団体が負担する可能性を有するものであり、地方公共団体は発生時期、金額ともに未定の債務を負うこととなる。特に、地方公共団体が多額の損失補償を行う第三セクター等が経営破たんした場合には、当該地方公共団体は当初予期しなかった巨額の債務（財政負担）を負うとい